

01206

北海道

釧路市

## 〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円超)	従業員 (人以上)			
○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの 取得価額10,000(建物・構築物)		課税免除 ・基準年度100/100以内 ・2年目 75/100以内 ・3年目 50/100以内 限度額なし	・固定資産税 ・都市計画税 (土地・建物・構築物)	3年間
○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもののうち、農林漁業関連業種に該当するもの 取得価額 5,000(建物・構築物)				
○製造業、旅館業、農林水産物等販売業 取得価額 2,700(建物・機械装置)		課税免除 ・基準年100/100以内 ・2年目 75/100以内 ・3年目 50/100以内 限度額なし	・固定資産税 ・都市計画税 (土地・建物・機械装置)	3年間

## 〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
釧路市 企業立地 促進条例	H17.10	○製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、リサイクル産業施設、試験研究施設、植物工場 <b>【新設】</b> ・固定資産(土地を除く)の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上 <b>【増設】</b> ・固定資産(土地を除く)の取得価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上	設備投資資金助成 ・固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100以内の額 ・限度額 1億円
		○(阿寒・音別地区のみ)旅館業、観光施設、特産品開発施設、教育文化施設、医療福祉施設、その他の施設 <b>【新設】</b> ・固定資産(土地を除く)の取得価額が5,000万円以上 ・雇用増5人以上 <b>【増設】</b> ・固定資産(土地を除く)の取得価額が3,000万円以上 ・雇用増5人以上	設備投資資金助成 ・固定資産(土地を除く)の取得価額の8/100以内の額 ・限度額 1,000万円
		○製造業、リサイクル産業施設、電気業(新エネルギー供給業)	雇用助成

	<p>を除く)、ガス業、熱供給業、植物工場</p> <p><b>【新設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用増5人以上</li> </ul> <p><b>【増設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した固定資産(土地を除く)の基準年度における評価額が3,000万円以上</li> <li>・雇用増5人以上</li> <li>○ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、試験研究施設</li> <li>・雇用増5人以上</li> <li>○新エネルギー供給業(新設のみ。太陽光をエネルギー源とするものを除く)</li> <li>・取得した固定資産の取得価額が10億円以上</li> <li>・雇用増1人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに雇用される市内居住者1人につき20万円(特例の場合は30万円)</li> <li>・限度額 3,000万円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(阿寒・音別地区のみ)旅館業、観光施設、その他の施設</li> <li>・雇用増20人以上</li> </ul>	<p>雇用助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに雇用される市内居住者1人につき10万円</li> <li>・限度額 2,000万円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、電気業、ガス業、熱供給業</li> <li>・工場立地法第6条第1項の規定による特定工場(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上)の届出を完了したもの</li> </ul>	<p>緑化助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化事業費の25/100相当額</li> <li>・限度額 1,000万円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、データセンター、コールセンター、リサイクル産業施設、試験研究施設、植物工場</li> </ul> <p><b>【市外からの進出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること</li> </ul> <p><b>【市外からの進出以外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地を取得し、3年以内に操業を開始すること</li> <li>・雇用助成の要件を満たすこと</li> </ul>	<p>土地取得助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地取得価額の25/100相当額(事業場の用に直接供する部分の建築面積相当分)</li> <li>・限度額 1億円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コールセンター(新設のみ)</li> <li>・雇用増50人以上</li> </ul>	<p>事業所賃借料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所賃借料の1/2相当額を3年間</li> <li>・限度額 年500万円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本社機能移転事業所</li> <li>・雇用増30人以上</li> <li>・面積300㎡以上</li> </ul>	<p>事業所賃借料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所賃借料の1/2相当額を1年間</li> <li>・限度額 年500万円</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○コールセンター(新設のみ)</li> <li>・雇用増50人以上</li> </ul>	<p>通信回線使用料助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信回線使用料の1/2相当額を3年間</li> <li>・限度額 年1,000万円</li> </ul>

01207

北海道

帯広市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業	2,000 万円	課税免除	建物、その他附属設備、構築物、土地、機械、装置、その他の償却資産	3年間
農林水産業関連業種(各種商品卸売業、飲食糧品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業)植物工場	5,000 万円			
情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、電気業、熱供給業、学術・開発研究機関、廃棄物処理業 等	1億円			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
帯広市企業立地促進条例	S61.10	製造業及びリサイクル工場、新エネルギー	補助金 (1)投資額(土地は除く)の8%(新設)、6%(増設雇用増)、4%(増設雇用維持)及び雇用増1人当たり 10 万円(正規職員の場合 15 万円) ・限度額 投資額分 新設 1億 5,000 万円 増設 1億円 雇用増分 5,000 万円 (2)該当投資額の2% ・限度額 当該加算額と(1)の助成額の合算額の(1)の限度額以内 (3)該当投資額の 20% ・限度額 1,000 万円 (4)緑地及び環境施設の面積1㎡当たり 1,500 円 ・限度額 500 万円 (5) 該当投資額の1% ・限度額 当該加算額と(1)の助成額の合算額の(1)の限度額以内
	H9.4	一電気供給施設	
	一部改正	(1)投資額が 2,000 万円で、かつ新設にあつては5人以上、増設にあつては2人以上の雇用増があるものまたは雇用の現状維持をしているもの	
	H16.4		
	一部改正		
	H21.4		
	一部改正	(2)食産業の振興に資する設備を設置する場合、加算措置あり	
	H28.4		
	一部改正	(3)低炭素社会推進に資する設備を設置する場合に加算措置あり	
	H29.9		
一部改正	(4)工場立地法第6条の届出事業所で緑地及び環境施設を整備するもの		
R2.4			
一部改正	(5)工場等の増設であつて、労働生産性の向上に資する設備を設置する場合に加算措置あり		

			※正規職員:雇用期間の定めが無く、一般被保険者である者
		○特定事業所(ソフトウェア業・情報処理サービス業・情報提供サービス業・機械設計業・デザイン業・システムインテグレーション事業・アプリケーションサービスプロバイダ事業・データセンター事業・デジタルコンテンツ事業・コールセンター事業)及び試験研究施設  投資額が新設にあつては 2,000 万円以上、増設にあつては 1,000 万円以上で、かつ新設にあつては5人以上、増設にあつては3人以上の雇用増のあるもの	補助金 ○投資額(土地は除く)の8%又は雇用増1人当たり 10 万円(正規職員の場合 15 万円) ○限度額 投資額分 1億円 雇用増分 5,000 万円  ※正規職員:雇用期間の定めが無く、一般被保険者である者
帯広市工業団地立地奨励金交付要綱	H13.4	○固定資産に係わる設備の投資額(土地取得費を除く)が 2,300 万円以上	奨励金 ○対象地域 帯広市西 19 条北工業団地 ○対象業種 入居可能な全業種 ○助成の額 固定資産に係わる投資額の4%に相当する額(限度額 1,000 万円)
帯広市中小企業振興融資規則	H19.4	○中小企業者又は中小企業団体等で、帯広市西 19 条北工業団地の入居が決定している方	融資 土地の取得、工場等の移転・新增築のための資金 ○融資限度額 1億円 ○償還 25 年以内 (うち据置3年以内) ○利率 0.95%(R2.4 月現在)

01208

北海道

北見市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
北見市中小企業 融資制度要綱	H18.3	(融資制度等) ○市内において同一事業を1年以上営む中 小企業者等で工場、試験研究施設及びソ フトウェア等の新增設を行う製造業者等	融資 用地取得及び設備資金の融資 ○利率 2.0%(令和2年度) ○期間 15年以内 (うち据置2年以内) ○限度額 用地取得は土地取得費。設備は投資 額の80%以内(限度額2億円)
北海道中小企業 総合振興資金利 子補給要領	H18.3		利子補給 ○借受者負担が2.0%となるように利子補 給(令和2年度) ○工業団地及びハイテク団地の用地取得 に係る借入については24ヶ月無利子と なるよう利子補給
北見市中小企業 等振興助成金交 付要綱	H25.4	(工場等設置助成) ○中小企業者等 ○工業団地等の指定地域で用地取得後3年 以内に工場等を新築、増築、改造した場合	助成金 ○当該施設の固定資産税評価額相当額 の5/100以内(限度額3,000万円)
北見市企業立地 促進条例	H18.3	市外から北見市内に進出する下記の業種 ○工場 ○試験研究施設 ○情報サービス業関連施設 ○コールセンター等	補助金
		○土地・建物・設備補助金 下記2つの要件を満たす場合 ①固定資産評価額 3,000万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見 込130万円以上) ・工場:5人以上 ・試験研究施設、情報サービス業関連施設、 コールセンター等:3人以上	○固定資産税相当額 (工場:上限3,000万円/年) (試験研究施設・情報サービス関連施 設・コールセンター等:上限1,000万 円/年) ○最大5年間

		<p>○雇用補助金 下記2つの要件を満たす場合 ※ただし、情報サービス業関連施設、コールセンター等については、②の要件のみ</p> <p>①固定資産評価額 3,000 万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上)</p> <p>・工場:5人以上 ・試験研究施設:3人以上 ・情報サービス業関連施設、コールセンター等:15人以上</p>	<p>○常用雇用者 20 万円/人・年 (上限 1,000 万円/年) ○最大5年間</p>
北見市企業立地 報奨金交付要綱	H18.7	<p>企業誘致に直結する有益な情報を提供し、かつその情報を元に企業誘致のための交渉を主体的に行った企業等(株式・有限・合名・合資・協同組合等)で、その活動の結果、北見市への企業誘致が成功した場合</p>	報奨金
		<p>○土地・建物・設備に関する報奨金 下記2つの要件を満たす場合</p> <p>①固定資産評価額 3,000 万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上)</p> <p>・工場:5人以上 ・試験研究施設、情報サービス業関連施設、コールセンター等:3人以上</p>	<p>○固定資産税相当額 (上限 500 万円) ○1回限り</p>
		<p>○雇用に関する報奨金 下記2つの要件を満たす場合 ※ただし、情報サービス業関連施設、コールセンター等については、②の要件のみ</p> <p>①固定資産評価額 3,000 万円以上 ②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上)</p> <p>・工場:5人以上 ・試験研究施設:3人以上 ・情報サービス業関連施設、コールセンター等:15人以上</p>	<p>○常用雇用者 20 万円/人 に固定報奨金 300 万円を加算した額(上限 1,000 万円) ○1回限り</p>
北見市IT企業 進出支援補助金 交付要綱	H20.4	<p>市外から北見市内に新規に進出するIT関連企業が、下記の全ての要件を満たす場合</p> <p>①市内に事業所等を設置し、継続的に運営</p>	<p>補助金 ○オフィス賃借料 月額 2,000 円/m<sup>2</sup></p>

		<p>するIT関連企業</p> <p>②事業所等施設の用途として、賃貸物件に対する賃貸借契約を締結</p> <p>③常用従業員(北見市民であり、かつ年収見込 300 万円以上)3人以上</p> <p>④税等を完納している</p>	<p>※北見市中心市街地の<u>区域</u>は月額 2,500 円/㎡</p> <p>○最大3年間</p>
北見ハイテクパーク立地促進補助金交付要綱	H20.4	<p>北見ハイテクパークに新たに土地を取得し、下記2つの要件を満たす場合</p> <p>①北見ハイテクパーク内の北見市の分譲地を取得し、立地協定を締結</p> <p>②税等を完納している</p>	<p>補助金</p> <p>○北見ハイテクパーク土地取得費の 40%</p>
北見市航空運賃補助金交付要綱	H31.4	<p>市外から北見市内に新規に進出するIT関連企業が、下記の全ての要件を満たす場合</p> <p>①市内に事業所等を設置し、継続的に運営するIT関連企業</p> <p>②常用雇用者(北見市民であり、かつ年収見込 130 万円以上)3人以上</p> <p>③税等を完納している</p>	<p>補助金</p> <p>○航空運賃の 50%以内 (上限 200 万円/年)</p> <p>○最大3年間</p>

01211

北海道

網走市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
企業立地促進法に基づき作成した企業立地計画が北海道網走地域基本計画に適合との北海道知事の承認を受けた企業の新增設 <投資規模要件> 土地・建物の合計取得金額:2億円超(農林漁業関連業種は5千万円超)		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
網走市中小企業振興条例	S44.7	○中小企業者であって、市の指定する分譲工業団地に進出する製造業及びこれに関連する企業等	融資(工場等進出資金) 用地取得費及び建築費の総額 上限 ○中小企業団体、先端技術応用事業場 12,000万円以内 ○その他の企業 8,000万円以内 ○利率 2.2%(R1,8.31 現在) ○償還 10年以内 (うち据置1年以内)
網走市企業立地促進条例	H19.3	○工場 ・情報通信技術関連、先端技術産業、研究開発型の機械工業、医薬品工業 ・投資額 2,500万円以上 ・雇用増 5人以上	1号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.5% 増設 2.5%
		○国際物流関連施設 ・国際物流関連業(外国貨物に限る) ・投資額 2,500万円以上 ・雇用増 5人以上	2号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.5% 増設 2.5%
		○工場 ・製造業(塗料材料、セメント、骨材、石工芸等及び武器製造業を除く)、リサイクル工場	3号 ○限度額 3,000万円 ○投資額の 新設 2.0%



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資額 2,500 万円以上</li> <li>・雇用増 5人以上</li> </ul>	増設 2.0%
	○工場 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基盤的技術産業</li> <li>・投資額 2,500 万円以上</li> <li>・雇用増 5人以上</li> </ul>	4号 <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 3,000 万円</li> <li>○投資額の 新設 2.5%</li> <li>増設 2.5%</li> </ul>
	○ 特定事業所等 <p>1)産業支援サービス業(①ソフトウェア業、②情報処理サービス業、③情報提供サービス業、④機械修理業、⑤電気機械器具修理業、⑥機械設計業、⑦デザイン業、⑧システムインテグレーション事業、⑨ASP事業、⑩データセンター事業、⑪デジタルコンテンツ事業、⑫バイオテクノロジー利用産業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資額 2,500 万円以上</li> <li>・雇用増 5人以上</li> </ul> <p>2)産業支援サービス業(コールセンター事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・投資額 2,500 万円以上</li> <li>・雇用増 15 人以上</li> </ul>	5号 <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 3,000 万円</li> <li>○投資額の 新設 2.5%</li> <li>増設 2.5%</li> </ul>
	○試験研究施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然科学系の試験研究施設(テストコース除く)</li> <li>・投資額 2,500 万円以上</li> <li>・雇用増 5人以上</li> </ul>	6号 <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 3,000 万円</li> <li>○投資額の 新設 5.0%</li> <li>増設 5.0%</li> </ul>
	○再生可能エネルギー電気供給施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー電気供給業</li> <li>・投資額 5億円以上</li> <li>・雇用増 1人以上</li> </ul>	7号 <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 3,000 万円</li> <li>○投資額の 新設 2.5%</li> <li>増設 2.5%</li> </ul>
	○物流施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・物流業(①道路貨物業、②海運貨物業、③倉庫業、④卸売業)</li> <li>・投資額 2,500 万円以上</li> <li>・雇用増 5人以上</li> </ul> ※網走港新港地区又は能取工業団地に限る	8号 <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 3,000 万円</li> <li>○投資額の 新設 2.0%</li> <li>増設 2.0%</li> </ul>
	○1号～6号まで及び8号の対象業種 (固定資産税を基準とする助成) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号～6号まで及び8号の対象物件をそれぞれ満たしている場合</li> </ul>	9号 <ul style="list-style-type: none"> <li>○限度額 3,000 万円/年</li> <li>○対象施設に係る土地、家屋及び償却資産の固定資産税相当額</li> <li>○3年間</li> </ul>
	○1号～8号までの対象業種	10号

		<p>(雇用増を基準とする助成)</p> <p>・1号～8号の対象用件をそれぞれ満たしている場合</p> <p>※コールセンター事業除く</p>	<p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○常時雇用する従業員数に1人当たり 30 万円を乗じて得た額</p>
		<p>○コールセンター事業</p> <p>・投資額 2,500 万円以上</p> <p>・雇用増 15 人以上</p>	<p>11 号</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>○常時雇用する従業員数に1人当たり 30 万円を乗じて得た額</p>
			<p>○限度額 500 万円(年間合計)</p> <p>○施設の賃借料の 1/2</p> <p>○通信回線使用料の 1/2</p> <p>○3年間</p>

01219

北海道

紋別市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、旅館業、農林水産物等販売業 取得価額 2,700 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
通称地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業のうち、下記①又は②の基準を満たすものであり、主務大臣の確認を受けたもの ①農林漁業及びその関連業種の場合、取得価額 5,000 万円超 ②①以外の業種の場合、取得価額 1 億円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
紋別市産業施設誘致等促進条例	S60.12 H31.3 改正	(施設の設置に対する助成) ○製造業、先端技術産業、試験研究施設、植物工場、承認地域経済牽引事業 ①新增設 3,000 万円以上 ②雇用増 5人以上 (指定地域に立地する場合3人以上)	補助金 ○投資額の 10/100 (5,000 万円限度、ファイナンス・リース取引によるものを含む) 累積限度額 ○同一企業の施設等につき2億5千万円
		(雇用増に対する助成) ①新增設 3,000 万円以上 (製造業、先端技術産業、試験研究施設、植物工場、承認地域経済牽引事業) ②雇用増 5人以上	補助金 ○従業員1人当たり 20 万円 (1,000 万円限度)
		(技術修得に対する助成) ○特殊技術修得助成(製造業)	補助金 ○特殊技術修得費用の 1/2 以内(1人当たり 30 万円限度)
(特例による助成)		○製造業(新設) ①投資額 10 億円以上 ②雇用増 10 人以上	補助金 ○助成内容は、その都度議会の議決により決定

	○卸売業(新設) ①投資額 1億円以上 ②雇用増 10人以上	
	○社会福祉施設及び教育施設(新設) ①投資額 2億円以上 ②雇用増 10人以上	
	○先端技術産業、医療施設、観光・リゾート産業施設及びこれに類似する公益上、産業振興上必要と認められる産業施設(新設) ①投資額 3億円以上 ②雇用増 10人以上	

01223

北海道

根室市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(対象業種) 製造業、農林水産物等販売業、旅館業 (適用基準) 取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの		課税免除	固定資産税	3年間

01543

北海道

美幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>過疎特別対策のため、製造事業、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業を除く)において、平成 26 年4月1日以降に、上記事業に関わる償却資産、家屋の取得価格の合計が 2,700 万円を超える新設又は増設をした場合、償却資産、家屋、土地(当該家屋にかかる部分)が対象。</p> <p>(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内にその土地を敷地とする、当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る)</p>		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美幌町中小企業振興条例	S55.3	産業導入地区に土地を取得し、3年以内に施設を設置した中小企業者等	<p>利子補給</p> <p>土地取得に要する資金として、融資を受けた額(5,000万円を限度として5年間元金均等年賦償還の方法により求めた額)に年3%以内の率を乗じた額を毎年度</p>
		①生産、加工、販売、購買、保管、検査及び技術改善に関する共同施設の設置	<p>補助金</p> <p>準耐火構造若しくは同程度以上の安全性及び耐久性を有する施設又は土地で、当該施設又は土地の固定資産評価額若しくはこれに準ずる額を基礎とし算出した額の 5/100 以内</p>
		町長が定める福利厚生施設の設置	<p>補助金</p>
		町長の指定した地域に、生産、加工等の施設設置のための土地取得	<p>準耐火構造若しくは同程度以上の安全性及び耐久性を有する施設又は土地で、当該施設又は土地の固定資産評価額若しくはこれに準ずる額を基礎とし算出した額の 5/100 以内</p>
美幌町中小企業振興条例	S55.3	中小企業者及び協同組合等	<p>利子補給</p> <p>中小企業者等の運転又は設備資金に資するもの。予算の範囲内で町長が指定する金融機関及び北海道信用保証協会からの融資、信用保証料及び利子を補給。</p>

01544

北海道

津別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(製造業、ソフトウェア業、旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
津別町小規模企業 経営安定資金融資 条例	S54.3 改正 S59.3 改正 H7.3	○町内に住所を有し、引き続き1年以上経営を 営む者	融資 ○1企業 200万円以内 ○貸付期間 30日以内
起業等振興促進条 例	H25.10	助成の対象となる事業 ・観光施設 ・販売施設 ・集合住宅施設 ・社宅、社員寮 ・介護、福祉施設 ・特定事業所(サテライト・オフィス) ・生産施設 ・サービス事業所 助成対象者 町内において、上記事業を新規に開始する事 業者	補助金 ・対象投資額 100万円以上～ ・補助金 対象投資額の10分の3 (起業者は10分の4) 限度額 ～2千万円

01545

北海道

斜里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
斜里町工場設置促進条例	H9.3	※地場産原料使用の対象企業 ○新增設 投下固定資本額 1,000 万円以上 ※上記以外の企業 ○新增設 2億円以上 ○従業員 5人以上	奨励金 ○当該企業に対する奨励金の対象施設において、その年度に賦課された固定資産税の 1/3 の額及び斜里町公害防止条例により町長の認める地域に移転した工場に賦課された不動産取得税の 1/3 の額



01546

北海道

清里町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
清里町中小企業融資制度要綱	S35.4	○町内で事業を営んでいる者(信用保証取扱対象業種)、町税を完納している者	融資 ①運転資金 限度額 1,000 万円 期間 7年以内 ②設備資金 限度額 2,000 万円 期間 10 年以内
清里町工場設置奨励条例	S36.7	新設、再建、拡充 投下固定資本額 5,000 万円以上 従業員 20 人以上	奨励金 ○固定資産税相当額(3年間)

01547

北海道

小清水町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小清水町企業立地 促進条例	H23.12	<p>①</p> <p>対象施設:工場、研修施設、試験研究施設、特定事業所等、その他の施設、再生可能エネルギー電気供給施設</p> <p>対象要件: 新增設のための投資額が 2,500 万円以上、かつ雇用増が 新增設5人以上ある場合。ただし、コールセンターは、15 人以上ある場合に限る。</p>	(1)固定資産税額を基準とする助成 固定資産税相当額(3年間)
			(2)雇用増を基準とする助成 常時雇用する従業員 1 人当たり 30 万円を乗じて得た額 パート従業員(年間 180 日以上若しくは 1,350 時間以上勤務する者)1 人当たり5万円を乗じて得た額(3年間) 限度額 年間 2,000 万円
			(3)事業所の賃借料を基準とする助成 対象施設の土地及び建物に係る年間賃借料の 100 分の 50 以内(3年間) 限度額 年間 50 万円
			【(1)～(3)について、地場産品を利用する工場については助成期間を5年間とする】
		<p>①の対象要件をそれぞれ満たしている対象施設において、操業から3年以内に太陽光、風力、地熱、バイオマス、その他環境への負荷の少ないエネルギーを利用する設備を導入した場合。</p>	(4)環境対策に係る投資額を基準とする助成 エネルギー導入設備に係る投資額の 100 分の5以内 限度額 500 万円
		<p>②</p> <p>対象施設:再生可能エネルギー電気供給施設</p> <p>対象要件:町内に事業所を設置し、新設のための投資額が3億円以上、かつ雇用増が1人以上ある場合。</p>	(1)固定資産税額を基準とする助成 固定資産税相当額(3年間)

※小清水町企業立地促進条例 平成24年4月1日施行

01549

北海道

訓子府町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
訓子府町企業立地 促進条例	H2.3	工場等の設置に対する助成 ○製造業 新增設 3,000 万円以上 雇用増 10 人以上	補助金 ○投資額の 6/100 (限度額 5,000 万円)
		○ソフトウェア施設、試験研究施設 新增設 3,000 万円以上 雇用増 5人以上	補助金 ○固定資産税相当額 3年間
		雇用増に対する助成 ○製造業 新增設 3,000 万円以上 雇用増 10 人以上	補助金 ○従業員1人当たり 20 万円 (限度額 1,000 万円)

01550

北海道

置戸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
置戸町中小企業金 融資金融資規則	H14.3	(1) 本町に主たる事業所を有し、同一事業を1年以上継続して経営しているもの (2) 町税を完納しているもの (3) 融資を受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること	融資 ○運転資金 1,000 万円 ○設備資金 2,000 万円 ○運転資金 5年以内の割賦償還又は1年以内の一括償還 ○設備資金 10年以内の割賦償還 ○利子補給制度あり
置戸町林業・林産業 振興資金融資規則	S59.6	(1) 本町に主たる事業所を有する造林、造材、製材、木製品製造業者 (2) 町税を完納しているもの (3) 経営内容が計数的に正しく把握でき、融資金の償還が確実にできるもの	融資 ○対象費用の 80%以内融資額は1件 3,000 万円以内 ○対象 設備資金 ○融資期間 10 年以内(据置1年) ○利子補給制度あり

01552

北海道

佐呂間町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
佐呂間町中小企業振興資金利子補給条例	H20.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業者(設備資金は小規模企業者)</li> <li>○佐呂間町商工会会員又はサロマ水産加工共同組合員</li> <li>○町内に独立した事業所を1年以上営むもの</li> <li>○町税等を完納しているもの</li> </ul>	利子補給 <ul style="list-style-type: none"> <li>○運転資金及び設備資金</li> <li>○総額3億2千万円以内</li> <li>○1企業当たり3千万円以内</li> <li>○貸付期間                運転資金:5年以内(1年据置)                設備資金:10年以内(1年据置)</li> <li>○利子補給額                利子の40%</li> </ul>
佐呂間町商工業活性化事業補助金交付要綱	H25.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の個人及び町内に本社のある法人</li> <li>・町商工会の会員若しくは会員になる者</li> <li>・5年以上事業継続が見込まれる者</li> <li>・町税等を完納している者</li> <li>・町又は農林水産業協同組合より1/2以上の出資を受けていない者</li> </ul>	補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備費の合計額が100万円(消費税を除く)以上</li> <li>・施設整備に要する費用の1/2以上を町内事業者から調達又は購入する事業</li> <li>・施設整備費に2/10、400万円以内(起業3/10、600万円以内)</li> </ul>
佐呂間町商工業者経営維持支援事業補助金交付要綱	R2.5.1 R3.3.31 失効	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐呂間町に事業の本拠を置き、平成31年3月1日以前から商工業を営んでいる者</li> <li>・令和2年3月から令和2年12月までの各月において、前年同月比50%以上売上が減少している者</li> <li>・国が実施する持続化給付金の支給申請を行っている者</li> </ul>	補助金 本事業の各月における補助金の額は、10万円又は前年同月に比して減少した売上額の2分の1相当額の何れか少ない額とする。

01555

北海道

遠軽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
遠軽町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、取得価格の合計額が 2,700 万円を超える家屋及び償却資産を新設又は増設した場合	—	課税免除	固定資産税	3年間
遠軽町企業立地の促進による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づき、取得価格の合計額が2億円(農林漁業関連業種に係るものは5千万円)を超える施設を新設した場合	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
遠軽町企業振興促進条例	H17.10	工場(製造、加工)、指定施設(試験研究施設、ソフトウェア施設、観光施設、宿泊施設、林業施設) (1)固定資産投資総額 3,000 万円以上 従業員数 5人以上増加 (2)固定資産投資総額 500 万円以上	補助金 (1)該当者 ア 固定資産税と都市計画税の額に相当する額(5年間) イ 従業員増加1人につき 50 万円(1,500 万円限度) (2)該当者 建物及び償却資産の投資総額の 30/100 に相当する額(1,000 万円限度)
遠軽町中小企業融資条例	H17.10	町税を完納し、次に該当するもの (1)町内に独立した事業所店舗を有し、同一事業を引き続き1年以上経営しているもの(保証協会が定める対象外業種を除く) (2)常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社又は中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合又は個人	融資 ○資金の用途 運転資金及び設備資金 ○融資額 1企業 1,500 万円以内 ○融資期間 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (両資金とも据置1年以内) ○担保 金融機関が必要とする場合

			<p>○保証人 法人 法人代表者 個人 不要</p> <p>○融資利率 中小企業総合振興資金の一般経営資金の 一般貸付の融資利率に 0.7%を上乗せした 利率</p> <p>○保証料 北海道信用保証協会の定めた額</p>
--	--	--	--

01559

北海道

湧別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新・増設 2,700(過疎法)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湧別町中小企業 融資要綱	H22.4	<p>○中小企業協同組合法による協同組合又は企業組合、会社若しくは個人で、町内に独立した事業所、店舗を有し、事業を営んでいるもの</p> <p>○風営法等の規制及び業務の適正化等に関する法律による規制の対象とされていない業種のもの</p> <p>○町税を完納しているもの</p>	<p>○融資条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金の使途 運転資金又は設備資金</li> <li>・融資金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転資金 2,000 万円以内</li> <li>設備資金 2,000 万円以内</li> </ul> </li> <li>・融資期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転資金 84 ヶ月以内(据置 24 ヶ月)</li> <li>設備資金 84 ヶ月以内(据置 24 ヶ月)</li> </ul> </li> <li>・償還方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>運転資金 毎月元金均等償還、四半期又は6ヵ月ごとの元金均等償還</li> <li>設備資金 毎月元金均等償還</li> </ul> </li> <li>・担保保証人 法人は連帯保証人(必要に応じ担保提供)</li> <li>・融資利息 町長と指定金融機関の協議利率</li> <li>・保証料 保証協会の定めた額</li> </ul> <p>○利子補給 利率の 80%以内と保証料 1/2 以内を加算</p>



01560

北海道

滝上町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
○過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、ソフトウェア業等の新増設 2,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間
○地域未来投資促進法に基づく課税免除 ・製造業、運輸業、卸売業、コールセンター、自然科学研究所～取得価格1億円超 ・農林漁業関連業種～取得価格 5,000 万円超				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
滝上町企業振興促進補助要綱	R01.8	町内に生産施設・販売等施設・その他施設を新設又は増設する者 生産施設、その他施設については投資額が 100 万円以上(消費税を除く)であること 販売等施設については投資額が 50 万円以上(消費税を除く)であること	補助額～投資額×補助率 ○生産施設の補助率 20/100 以内(町内事業所による施工の場合 30/100 以内) ※他の補助・助成を受けた場合は補助残の 10/100 以内 限度額 1,000 万円 ○販売施設の補助率 20/100 以内(町内事業所による施工の場合 30/100 以内) ※他の補助・助成を受けた場合は補助残の 10/100 以内 限度額 1,000 万円 ○その他施設の補助率 20/100 以内(町内事業所による施工の場合 30/100 以内) ※他の補助・助成を受けた場合は補助残の 10/100 以内 限度額 1,000 万円
滝上町産業開発促進補助金	H3.7	地場資源の加工を目的とし新製品の開発及び地場製品製造機械設備等の開発試作	補助額～経費の 50%以内 限度額1事業につき 100 万円

交付要綱		を行うものうち、地場産業の振興並びに地域の活性化に資すると町長が認める事業	○新製品の開発試作にかかる経費 ○地場製品製造の技術革新を図るための、製品機械及び設備の開発試作にかかる経費
滝上町中小企業退職金共済掛金補助要綱	H9.3	町内に事業所があり、かつ住所を有する退職金共済制度による退職金共済契約を締結し掛金を納入した事業主 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと	○新規に退職金共済制度に加入する場合は、納入した掛金の1/2から国補助を差し引いた額以内 ○掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する場合は、納入した掛金の増額分の1/3以内
滝上町中小企業融資制度要綱	S39.4	町の中小企業の振興上必要にしてかつその事業が健全に育成されることが、明らかな次の要件に該当するものを対象とする ・町内に独立した事業所、店舗を有し、同一事業を引続き1年以上経営している者 ・資本金の額又は出資の総額が1千万円以下又は常時使用する従業員数が100人以下の会社又は個人 ・中小企業等協同組合法による事業協同組合又は企業組合	・融資額 ～一企業者につき13,000千円以内 ・区分 ○運転資金 ～一企業者につき5,000千円以内 ○設備資金 ～一企業者につき8,000千円以内 ※この制度により融資を受けた者が、融資時に保証料を支払った場合には、当該融資を受けた者に対し保証料の一部又は全部を補給する
滝上町中小企業振興資金利子補給条例	R01.9	中小企業者の育成振興と経営の合理化を促進し、事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため、必要な資金の融資を受けた者に対して、利子補給を行い、滝上町の商工業振興に資することを目的とする。	○利子補給の率 融資利率 1/2 年利5.0%を限度
商工業後継者・担い手チャレンジ応援補助要綱	R01.8	町内の中小企業者、農業生産法人、農業者でかつ、滝上町商工会員または加入見込者で町内事業所であること。	●後継者・第二創業支援事業補助金 ・後継者の異業種取り組み経費補助対象事業に要した投資額の50%以内 ・補助限度額1件当たり50万円 ●後継者・担い手スキルアップ研修事業補助金 ・後継者・担い手が経営に必要な資格 ・技術取得経費 ・第二創業に必要な資格・技術取得経費対象事業に要した投資額の50%以内 ・補助限度額1件当たり10万円 ●後継者・担い手マーケティング研修事業補助金

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・販路の拡大を図るため研修及び調査事業に要する経費</li> <li>・対象事業に要した投資額の 50%以内 補助限度額1件当たり 100 万円</li> <li>●新規開業促進補助金</li> <li>・後継者不在の商工業者事業の継承者、新規開業の担い手</li> <li>・開業経費、経営開始後の経営安定化に係る経費</li> <li>・対象事業に要した投資額の 50%以内</li> <li>・補助限度額1件当たり 200 万円</li> <li>・経営補助年額 60 万円(2 年間まで)</li> </ul>
滝上町ふるさと創出新規就業支援事業奨励金交付要綱	R1.8	町内に居住し町内事業所に常用労働者として就職した者(40歳未満) 事業主の3親等以内の親族でないこと 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●奨励金の額</li> <li>・就職後1年目は1月あたり3万円、2年目は1月あたり1万円分の商品券を交付</li> <li>・奨励金は同一の者に対し、同一町内事業所での連続した2年限り</li> </ul>

01561

北海道

興部町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
興部町企業振興促進条例に基づく課税免除 観光施設 新設 2,000 増設 1,000	新設 5 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
興部町企業振興促進条例に基づく課税免除 生産、試験研究その他施設 新設 1,000 増設 500	新設 5 増設 3	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、ソフトウェア業等の新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
興部町産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例に基づく課税免除 ①製造業、運輸業、卸売業、コールセンター、自然科学研究所の場合、取得価額 2億円超 ②農林漁業関連業種の場合、取得価額 5,000 万円超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
興部町企業振興促進条例	H2.4	○生産、試験研究、その他の施設 新設・投資額 1,000 万円以上 ・雇用増 5人以上 増設・投資額 500 万円以上 ・雇用増 3人以上 ○観光施設 新設・投資額 2,000 万円以上	補助金 新設 投資額の 20/100 増設 投資額の 10/100 限度額 ○生産、試験研究施設 新設 2,000 万円 増設 1,000 万円

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用増 5人以上</li> <li>増設・投資額 1,000 万円以上</li> <li>・雇用増 3人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光施設</li> <li>新設 4,000 万円</li> <li>増設 2,000 万円</li> <li>○その他の施設</li> <li>新設 1,000 万円</li> <li>増設 500 万円</li> </ul>
興部町産業開発育成促進条例	H10. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研究開発奨励・投資額 30 万円以上</li> <li>○事業化奨励 ・投資額 300 万円以上</li> <li>○販売促進奨励・投資額 30 万円以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨励金</li> <li>○研究開発奨励対象経費の 1/2 限度額 50 万円</li> <li>○事業化奨励対象経費の 20/100 限度額 200 万円</li> <li>○販売促進奨励対象経費の 1/2 限度額 50 万円</li> </ul>

01563

北海道

雄武町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
雄武町中小企業等 振興助成条例及び 雄武町中小企業等 振興助成条例規則	H26. 3 条例 H26. 3 規程	○中小企業施設新設等 新設又は増改築 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ○中小企業施設改修 施設改修 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ○特産物等研究開発 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者	助成金 ○実施に要した対象経費の3分の1 限度額 500 万円 ○実施に要した対象経費の3分の1 限度額 200 万円 ○事業に要する対象経費の 100 分の 30 限度額 300 万円
雄武町中小企業等 融資あっせん条例及 び雄武町中小企業 等融資あっせん条例 規則	H29. 3 条例 H29. 3 規程	○運転資金 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ・北海道信用保証協会の保証付き ○設備資金 ・町内で事業を営む者(中小企業者等) ・町税等を滞納していない者 ・北海道信用保証協会の保証付き	融資 ○3,500 万円 (運転資金・設備資金併せて3年間の総額) 運転資金 10 年以内 設備資金 10 年以内 ○保証料の 50%を限度に補給 ○利子全額補給(ただし、3年間)
雄武町小規模企業 振興基本条例及び 雄武町小規模企業 創業支援助成金交 付規則	H31. 4 条例 H31. 4 規程	・町内で開業する小規模企業者であって、 雄武町商工会の会員又は会員になる者 ・町内に住所を有する者又は助成金の実 績報 告までに住所を有することとなる者 ・助成金の交付申請日において、満20歳 以上の者(法人の場合は代表者) ・開業の日から5年以上、事業を継続する こと。 ・町税等を滞納していないこと。	開業支援助成金 (開業のための事業所及び設備の整備の 支援を目的とする助成金) ○助成対象経費の4分の3 限度額 500 万円 経営支援助成金 (開業から3年間の経営の支援を目的とす る助成金) ○助成対象経費の4分の3 限度額 500 万円(月額5万円限度)

01564

北海道

大空町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造業、旅館業又は情報通信技術利用業による家屋及び償却資産の取得価格 2,700 万円超		課税免除	固定資産税	3年間

企業立地法に基づく地域資源関連産業、機械・金属関連産業又は情報関連産業の家屋及び構築物の取得価格2億円超に対する課税免除を削除

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大空町企業振興促進条例	H20.9	投資額3,000万円(増設1,500万円)以上の場合であって、かつ、新設のときに雇用増が3人以上(新エネルギー電力供給施設の対象施設にあつては1人以上)または、増設のときに雇用増が1人以上ある場合 対象施設:工場、宿泊施設、研修施設、試験研究施設、医療福祉施設、観光施設、特定事業所、新エネルギー電力供給施設 物流施設、店舗施設	(1) 事業所新設(増設)補助金 固定資産税相当額 3年間 (①地場産品を利用又は先端技術を利用する工場で、新設又は増設投資額が3,000万円以上の場合、②新設投資額が5億円以上、増設投資が2億5,000万円以上の場合、③東日本大震災により工場等に被害を受けた事業者の場合 5年間)
		雇用者が次の要件を全て満たす場合 ・町内に住所を有する ・雇用期間に定めがない ・雇用保険に加入 ・年間給与所得が130万円以上見込	(2) 雇用促進補助金 新規雇用従業員の数に20万円を乗じて得た額(60歳以上の常時雇用者数は10万円上乗せ) 1回 限度額 1,000万円
		新設又は増設のときに雇用増が3人以上である場合	(3) 借上補助金(土地・建物) 年間賃借料の50/100以内 3年間 限度額 50万円
		太陽光・風力・雪氷・バイオマスを利用して得られるエネルギーを導入した場合	(4) 環境対策補助金 投資額の5/100以内 1回 限度額 500万円
		工場であつて、新たに物の製造、加工又は修理を行うための機械の賃貸料の1年間の合計額が500万円以上の場合	(5) 借上補助金(機械器具) 年間賃貸料の10/100以内 3年間 限度額 50万円

大空町企業振興のための従業員住宅助成金交付要綱	H20.3	従業員住宅を町内に3戸以上新設した場合	住宅と土地の固定資産税相当額を3年間助成
		町内に5戸以上の従業員住宅を賃貸した場合又は町内に1棟5戸以上の寄宿舎を従業員住宅として賃貸した場合	住宅賃貸料に対して1戸月額5千円を3年間助成 限度額 120万円



01601

北海道

日高町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日高町企業振興促進条例	H18.3	新設 投資額 2,000万円超 雇用増 2人以上	助成金 ○固定資産税相当額(5年間) ○新たに採用した人員に20万円を乗じた額(1,000万円限度)
		移設 投資額 2,000万円超 雇用増 2人以上	融資 ○生産設備資金、運転資金、用地取得資金への融資 ○生産設備及び用地取得資金 7,000万円限度 ○期間 15年以内 ○運転資金3,000万円限度 ○期間 10年以内
		増設 投資額 2,000万円超 雇用増 2人以上	利子補給 ○国又は道等の制度資金を受けた者 ○利子補給対象融資 対象額は各制度融資で定める額及び期間 ○利子補給の率は、町長が別に定める ※利子の1/2を超えない2.0%の範囲内で補給 信用保証料の補給 ○北海道信用保証協会の保証料 保証料率の1/2以内で0.4%を超えない範囲
日高町地場生産加工業奨励育成条例	H18.3	○日高町及び近隣町内で地場生産される農林水産資源を加工する施設を町内に設置する企業	奨励金・利子補給 (1) 奨励金の交付及び用地の貸与又はあつせん (2) 利子の1/2を超えない2.0%の範囲内で補給
日高町販売施設等整備促進補助要綱	H18.3	○施設の新築及び改築に要する投資額が2,000万円を超えるもの ○施設の増築に要する投資額が1,000万円を超えるもの	補助金 ○補助額 固定資産税相当額 (3カ年)

		○上記の投資額には土地の購入費を 含める	
--	--	-------------------------	--

01602

北海道

平取町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
地場産業振興対策 補助金交付及び融 資に関する要綱	H21.4	○地場産業の振興及び地域の活性化を推進 しようとする団体及び個人	補助金 ○試験研究に必要な経費 補助率 80%以内 (一部 1/2 以内) 補助額 100 万円限度
		○農林水産等の資源の有効活用を図るため の加工等の事業 ○地域の特性を生かした産業振興事業	融資・利子補給 (1)融資限度額 3,000 万円 (2)融資を受けた資金に対し5%以内 の利子を補給する (3)北海道信用保証協会の保証付の 場合は保証料相当額を補助する

01604

北海道

新冠町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
新冠町企業誘致条例	H1.9	○新増設 投下固定資本額 2,000 万円以上 従業員 10 人以上	奨励金 ○固定資産税(3年間)
新冠町企業誘致・新規操業事業安定化支援助成金交付規則	H27.11.26	新冠町企業誘致に基づく認定企業	新冠町企業誘致条例に基づく認定企業(以下「認定企業」という。)に対して助成金を交付することにより、認定企業が行なう新規操業事業の安定化及び雇用の創出並びに若者の定住を推進する  1 操業を開始した年から採用した職員(パート、臨時等除く)で、年齢が40歳以下の町内に居住する者に対して支給する基本給を基本額とする。 I. 操業1年目 基本給×1/2×12ヵ月分 II. 操業2年目 基本給×1/3×12ヵ月分 III. 操業3年目 基本給×1/4×12ヵ月分  2 (1) 操業を開始した年から採用した職員(パート、臨時等除く)で、年齢が40歳以下の者が町内に居住するために住宅を借上げ、その借上料の全部または一部を支給する場合、その支給額を基本額とする。 I. 借上料全額支給 1LDK以下 支給額×1/2(上限 20 千円) 2DK以上 支給額×1/2(上限 30 千円) II. 借上料一部支給 支給額相当額とする。 ただし、上記 I で定める上限額を適用。  (2) 操業を開始した年から採用した職員(パート、臨時等除く)で、年齢が40

			<p>歳以下の者が町内に居住するために認定企業が住宅を借上げ、無償または一部を有償で貸与する場合、その借上料を基本額とする。</p> <p>Ⅲ. 無償貸与  1LDK以下  借上料×1/2(上限 20 千円)  2DK以上  借上料×1/2(上限 30 千円)</p> <p>Ⅳ. 有償貸与(借上料の一部徴収)  ※借上料から徴収額を差引いた残額とする。</p> <p>1LDK以下  (借上料 - 徴収額)× 1/2  (上限 20 千円)</p> <p>2DK以上  (借上料 - 徴収額)× 1/2  (上限 30 千円)</p>
--	--	--	--

01607

北海道

浦河町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	1,200	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浦河町企業振興促進条例	H11.12	○新增設 投下固定資本額 2,100 万円以上 新 設 従業員 5人以上 増 設 従業員 3人以上	奨励金 ○固定資産税の相当額 (3年間)

01608

北海道

様似町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
様似町企業立地促進条例	S63.12	○新增設 投資額(土地の取得費及び造成費を除く) 2,500万円以上	補助金 ○固定資産税納付額の範囲内 (3年間)

01609

北海道

えりも町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
えりも町工場誘致条例	S63.9	○投下固定資産額(土地に係るものを除く)が1,000万円以上で、常時使用する従業員数が10人以上のもの	奨励金 ○当該工場に係る固定資産税相当額の範囲内 ○期間3年を限度
			利子補給 ○当該工場を設置する者が導入する制度資金のうち元金2,000万円を限度とし、3.5%を超える利率のうち3%以内の利子を10年間
			便宜供与 ○町有地を使用する場合は、賃貸料を5年間免除



01610

北海道

新ひだか町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,000	3	課税免除	固定資産税 都市計画税	雇用人数に応じ、 3～10年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
新ひだか町企業 立地促進条例	H25.7.1	<b>【支援対象業種】</b> ①製造業 ②情報通信技術利用事業 ③試験研究施設 ④旅館業 ⑤地域振興に資すると町長が認める事業(町が指定する建物を活用する場合に限る。)  <b>【雇用人数】</b> 3人以上  <b>【初期投資】</b> 2,000万円以上  <b>【その他】</b> 公害防止措置を講じていること。 市町村税の滞納が無いこと。	雇用創出奨励金 新規雇用1名につき、10万円 (限度額:1,000万円)
			改修等助成金 事業に直接必要な施設改修や設備導入等に要する経費の30%(町内業者に発注するものにあつては、40%)に相当する額を助成 (限度額:2,000万円) ※左欄⑤に該当する事業に限る。
			財産取得助成金 建物の取得に要する経費について、雇用人数に応じて次のとおり助成 (限度額:2,000万円) ・雇用50名以上 取得費の2分の1 ・雇用30名以上50名未満 取得費の10分の3 ・雇用10名以上30名未満 取得費の10分の1 ※左欄⑤に該当する事業に限る。

01631

北海道

音更町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈指定地域内立地事業所(IC 工業団地を含む)〉 ●特定事業用の土地 ○家屋又は償却資産を新設、移設又は増設するため取得した土地 ○貸付特約付分譲制度を利用した土地であって、契約締結から3年以内に取得したものの ●特定事業用の家屋及び償却資産 ○新設又は移設 500 超 (土地の取得等から1年以内に建設に着手するものに限る。) ○増設 500 超	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
音更町工業立地促進条例	H12.3	〈指定地域内立地事業所(IC 工業団地を含む)〉 ●課税免除の対象 ○課税の免除を受けた土地、家屋及び償却資産	事業所立地奨励金の交付 ○土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額を課税免除終了後2年度分交付
		〈指定地域内立地事業所(IC 工業団地を含む)〉 ●課税免除対象外の土地 ○新設、移設又は増設するため取得した土地 ○貸付特約付分譲制度を利用した土地であって、契約締結から5年以内に取得したもの ●課税免除対象外の家屋及び償却資産	事業所立地奨励金の交付 ○土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額を最長5年度分交付

		<p>○新設又は移設の場合は、取得価額が500万円を超える家屋及び償却資産(土地の取得等から1年以内に建設に着手するものに限る。)</p> <p>○増設の場合は、増設部分の取得価額が500万円を超える家屋及び償却資産</p> <p>●課税免除対象外の家屋及び償却資産 (IC 工業団地の土地を音更町土地開発公社から取得した場合のみ。取得価額500万円を超えるものに限る)</p> <p>○土地の取得から3年以内に設置する家屋及び償却資産</p> <p>○年次計画に基づき7年以内に設置することが認められた家屋及び償却資産(9,000㎡以上の土地を取得する場合に限る)</p>	
		<p>(IC 工業団地立地事業所)</p> <p>○音更町土地開発公社から IC 工業団地の土地を購入するために金融機関から借り入れた資金に係る利子</p>	<p>土地購入資金の利子補給</p> <p>○土地購入時の借入に係る利子(年利3%相当額が上限)を最長7年間補給</p>
		<p>(IC 工業団地立地事業所)</p> <p>●操業開始から1年間に限り、次の全部に該当するものが対象</p> <p>○IC 工業団地に新設、移設又は増設すること</p> <p>○新設、移設又は増設時の投資額(土地を除く)が2,500万円を超えること</p> <p>○雇用期間が1年を超える雇用増が3人以上であること(助成金は、雇用増を確認した後に交付)</p> <p>※「雇用増」は、雇用期間の定めがなく、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する雇用者が対象</p>	<p>雇用増に伴う助成金の交付</p> <p>○新設、移設又は増設に伴う雇用増1人につき12万円を交付(交付は1回限り。3,600万円(300人分)が上限)</p>
音更町商工業振興資金融資規則	H15.3	<p>○町内に独立した店舗又は工場等の事業所を有する人</p> <p>○空き店舗活用事業の創業事業計画認定を受けた人</p> <p>○IC 工業団地の土地を音更町土地開発</p>	<p>商工業振興資金の融資</p> <p>○運転資金 2,000万円 7年以内</p> <p>○設備資金及び研究開発資金 2,000万円 10年以内</p> <p>○小口資金 1,250万円(運転資金7年</p>

		公社から購入して事業を行おうとする人 ○町内に事業所を設置して創業しようとする人(創業資金のみ)	以内、設備資金 10 年以内) ○創業資金 500 万円 7年以内 ○利率 金融機関の定めによる
音更町商工業振興資金利子等補給規則	H15.3	○商工業振興資金の融資を受けた人	商工業振興資金に係る利子及び信用保証料の補給 ○利子補給 運転資金及び設備資金は融資利子の額から年2%の利率に相当する額を差し引いた額とし、その限度額は年2%の利率に相当する額が限度。研究開発資金の場合は、利子の全額。創業資金は利子補給なし。 ○信用保証料補給 年次割により全額を補給。創業資金は補給なし。

01632

北海道

士幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上) 従業員(人以上)			
—	承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に課する固定資産税について最初に課される固定資産税の賦課期日の属する年度から3年間免除	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所、農林漁業関連業種の新設・増設に対する免税	促進区域内において同意基本計画の同意(法第4条第6項の規定による同意に限る。)の日から起算して5年以内

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
士幌町企業立地促進 条例(立地奨励金)	21.9 26.3 29.9	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所で投下固定資産税総額が1億円を超えるもの	課税免除の適用を受けた期間の翌年度から賦課徴収した投下固定資産税相当額を限度として2年間交付
	一部改正	農林漁業関連業種で投下固定資産税総額が5千万円を超えるもの	
士幌町企業立地促進 条例(雇用奨励金)	21.9 26.3 29.9	製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、自然科学研究所を対象に投下固定資産税総額が1億円を超えるもの	事業者が雇用した従業員数1人につき36万円を乗じて得た額。ただし、1,800万円を限度とします。(奨励金の交付期間は3年以内)
	一部改正	農林漁業関連業種を対象に投下固定資産税総額が5千万円を超えるもの	

01633

北海道

上士幌町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(過疎地域自立促進特別措置法に基づき製造業・ソフトウェア業・旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
上士幌町企業振興 促進条例	S63.12 H 3.12 改正 H12.12 改正 H15.2 改正 H15.12 改正 H22.6 改正	○新增設 従業員 5人以上 固定資産評価額 ①3,000 万円以上 ②1億円～3億円以下 ③3億円～10 億円以下 ④10 億円～	補助金 ○固定資産税相当額の範囲内 ①3年間 ②4年間 ③5年間 ④7年間

01634

北海道

鹿追町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鹿追町企業振興条例	H17.6	事業所、工場、宿泊・飲食施設、その他の施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設 投資額 1,000 万円以上</li> <li>・増設 投資額 500 万円以上</li> </ul>	補助金 ○新設 ・投資額の 10%以内 ただし、投資額のうち地元業者の施工割合が5割未満の場合は7%以内 ・補助限度額:700 万円 ○増設 ・投資額の 30%以内 ・補助限度額:300 万円
		事業転換 <ul style="list-style-type: none"> <li>・増設 投資額 500 万円以上</li> </ul>	補助金 ○増設 ・投資額の 30%以内 ・補助限度額:300 万円
鹿追町中小企業事業資金利子等補給規則	H10.3	鹿追町において独立した事業所又は店舗を有し、卸小売業、サービス業、鉱工業、運輸業、その他の事業を1年以上営む法人又は個人。ただし、遊興娯楽等の不急の業種は除く	利子等補給 ○運転資金 支払利息 30%以内 or 20 万円限度 ○近代化資金 利率の3%を越える利息 or 支払利息額の 50% ○災害資金 支払利息の 50%以内
中小企業近代化融資規則	H10.3	鹿追町において独立した事業所又は店舗を有し、卸小売業、サービス業、鉱工業、運送業、その他の事業を1年以上営む法人及び個人の中小企業者。ただし、遊興娯楽等の不急の業種は除く	融資 ○運転資金 1,000 万円以内 10年以内 ○設備資金 3,000 万円以内 20年以内

01635

北海道

新得町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
地域振興事業補助金交付要綱	H7.8	新規に事業を開始及び事業拡大により増設する個人及び法人 ○設備投資総額(用地取得を除く)1,000万円以上及び雇用増があること	補助金 ①設備投資額の35%以内 5,000万円まで (10万円未満切り捨て) ※補助率の加算(設備投資額の50%が限度) ・農商工等連携事業の場合は5%加算 ・雇用人1名につき50万円を加算 設備投資額の1/2が上限 ②新築または拡充分の固定資産税相当額 新規分は5年、拡充分は3年



01636

北海道

清水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (過疎地域自立促進特別法に基づく製造業・情報通信技術利用事業・旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
清水町企業立地 促進条例	H4.4 改正 H12.11 H17.12 H29.4	○製造、加工施設、ソフトウェアハウス、試験研究施設 (1)投資額 新設 3,000 万円以上 増設 1,500 万円以上 (2)雇用増 新設 5人以上 増設 2人以上 ○観光施設 (1)投資額 新設、増設共5億円以上 (2)雇用増 新設、増設共 10 人以上	補助金 ○固定資産税相当額(土地を含む)ならびに新規雇用者一人当たり年間 36 万円(限度額 3,600 万円) ○5年間
清水町中小企業 近代化資金融資 条例	S38.4 一部改正 H28.10 R2.4	○清水町において中小企業等協同組合法による事業協同組合又は企業組合若しくは常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社又は個人で町内に独立した事業所等を有し、同一事業を1年以上営む法人及び個人。ただし、遊興娯楽等の不急の業種は除く。	融資 ○運転資金 500 万円以内 5年以内 ○設備資金 1,500 万円以内 10 年以内
清水町中小企業 近代化資金融資 条例施行規則	S38.4 一部改正 H28.10 R2.4	○清水町企業立地促進条例の対象とならない、町内に住所を有する個人・法人(特定非営利活動法人を含む。)で新規に事業を開始及び事業拡大による増設をする事業者。 ○資本金又は出資が 1,000 万円以下の事業者、雇用増があるもの。	利子補給 ○運転資金・設備資金 利子年率 1.5%に相当する額を補給 ○保証料 保証協会が算出する保証料の2分の1
清水町起業・雇	H24.3	○製造、加工施設、ソフトウェアハウス、試	補助金

<p>用促進補助金交付要綱</p>	<p>一部改正 H29.3 R2.3</p>	<p>験研究施設、観光施設、 小売業(飲食店含む) (1)雇用増 1人以上</p>	<p>①設備投資(不動産取得費を含む)の10%以内(限度額200万円) (10万円未満切捨て) ※補助率の加算 ・農商工等連携事業 5% ・地元業者施工 5% ②店舗改修費(①との重複はなし。)の2分の1の相当額(限度額100万円)(10万円未満切捨て) ③新規雇用者一人当たり年間50万円(限度額250万円)3年間</p>
-------------------	--------------------------------	---	--

01637

北海道

芽室町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
芽室町企業誘致条例	H12.3	①製造業、非製造業を問わず、事業の用に供する建物及びその附属設備機械及び装置、器具などの投下固定資産総額が 2,300 万円以上 ②常時使用する従業員が3人以上 ○雇用増 新設・増設とも3人以上	奨励金 (1)固定資産税相当額を交付(土地を除く) ・交付期間 5年間 ただし、町長が別に定める食料品製造業の工場等(主に十勝の農産物・畜産物・水産物を使用するものに限る)については、固定資産税を賦課されるに至った年度から 10 年とする (2)1人当たり 12 万円(町内在住者 18 万円)限度額 ・交付期間 1年間
		○新たに用地取得を行い、進出する企業	融資 ○用地取得資金の 80%以内 ○融資金額1億円以内(但し、町長及び金融機関が必要と認めたときは、この限りでない) ○融資期間 10 年以内 (うち据置3年以内) ○貸付利率 北海道中小企業総合振興資金融資要領に定める融資利率以内

01638

北海道

中札内村

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中札内村企業立地 促進条例	S61.3 H21.9 改正	規則で定める製造業、工業製品の開発 に利用するための試験研究施設、村長 が特に必要と認める施設で、次の各号 に適合するもの ① 投下固定資産総額 2,000 万円以 上 ② 常時雇用する従業員5人以上 (増設は2人以上)	奨励金 (1)固定資産に関する奨励金 固定資産税相当額で5年間 (2)企業立地促進奨励金 投下固定資産(評価額)の 10/100 以内、 500 万円限度 (3)雇用促進奨励金 常時雇用する従業員のうち村に居住する 者1人につき 30 万円 1,500 万円限度

01639

北海道

更別村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 製造の事業・情報通信技術利用事業・旅館業(下宿営業を除く)※1	—	課税免除	固定資産税	3年間
取得価額 1億円を超えるもの(製造業、卸売業のうち農林水産関連業種にあつては5千万円を超えるもの)※2	—	課税免除	固定資産税	3年間

※1過疎地域振興のための固定資産税の課税の特例に関する条例

※2更別村企業立地促進等に係る産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
更別村企業振興促進条例	S63.9	①工場、試験研究施設等の新增設 取得価格 2,000 万円以上 ②雇用者 新設 5人以上 増設 2人以上	補助金 ○固定資産税相当額に雇用者1人につき 24 万円を加算した額(5年間)

01641

北海道

大樹町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大樹町企業立地振興条例	H4.3 ※ 施行は H4.4	○工場等の設置に伴う投下固定資産取得価格が2,000万円以上 ○工場等の設置に伴い、常時雇用する従業員がいること	①工業等立地補助金 ○固定資産税相当額 3年間 ※新設の場合で農村地域工業導入促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例、又は過疎地域対策のための固定資産税の課税の特例の条例の適用を受ける場合は5年間(当該適用を受ける場合はその期間を除く) ②雇用促進補助金 ○新設 常雇 10人以上増員の場合、1人につき20万円 ○増設 5人以上の増員数1人につき20万円 上記、新增設とも400万円を限度として3年間

01642

北海道

広尾町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
広尾町企業振興促進条例	H7.12	①工場等の新・増設 固定資産税評価額が 5,000 万円を超えるもの、ただし土地取得額が 5,000 万円以下であっても取得後1年以内に施設を着手し、5,000 万円を超える場合は対象施設とみなす	補助金 (1)固定資産税及び都市計画税相当額を5年間 (2)限度額 2,000 万円/年

01643

北海道

幕別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
農村地域工業等導入促進法の適用を受ける工業 3,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
農村地域工業等導入促進法の適用を受ける道路貨物運 送業・倉庫業・こん包業・卸売業 3,000	15	課税免除	固定資産税	3年間
過疎地域自立促進特別措置法に基づく製造の事業・情 報通信技術利用事業・旅館業(旧忠類村地区) 2,700		課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
幕別町企業開 発促進条例	S61.3	①指定地域内の事業所の新增設	補助金
	H22.6 改正 H23.10 改正 改正 H28.4	○工場等、ソフトウェアハウス、試験研究施設 投資額 500 万円以上 ②指定地域外の事業所の新增設 ○工場等 投資額 5,000 万円以上 常時雇用者 5人以上 ○ソフトウェアハウス、試験研究施設 投資額 3,000 万円以上 常時雇用者 5人以上 ○観光事業施設 投資額 1億円以上 常時雇用者 10 人以上	①固定資産税相当額を賦課される年度から 5年間 ・農工法・企業立地促進法の対象となる場合 は賦課された年度の4年後から2年間 ①投資額補助 ・投資額の10%(限度額1億円) ②固定資産税相当額を賦課される年度から 3年間 ※企業立地促進法の対象となる場合は対象 とならない。 ②投資額補助 ・投資額の5%(限度額1億円)
		①事業所の新增設に伴い新規に雇用した常時 雇用の従業員が居住している場合 ※対象業種及び投資額の要件は、上記に準ず る。	補助金 【指定地域】 ①町民の常時雇用の従業員1人あたり 40 万 円(限度額 4,000 万円) 【指定地域外】 ①町民の常時雇用従業員1人あたり 20 万円



		(限度額 4,000 万円)
	<p>①指定地域において幕別町土地開発公社から土地を取得した場合又は指定地域以外の土地を取得した場合</p> <p>※対象業種及び投資額の要件は、上記に準ずる。</p>	<p>補助金</p> <p><b>【指定地域】</b></p> <p>①投資額 500 万円以上～土地取得価格の 30% (限度額 2,000 万円)</p> <p>投資額 500 万円未満～土地取得価格の 15% (限度額 2,000 万円)</p> <p><b>【指定地域以外】</b></p> <p>①土地取得価格の 15% (限度額 2,000 万円)</p>
	①工業団地内の土地を幕別町土地開発公社から取得した場合	<p>融資の斡旋</p> <p>①土地取得資金の 80% 以内 (限度額 1 億円)</p> <p>・利率 1.5% (H31.4.1 現在)</p>
	対象業種及び投資額の要件に該当する事業場で、新設又は増設をした事業場の操業後一年以内に要件を満たす確認ができた場合	<p>本社機能移転促進補助金</p> <p>○投資額補助の 20% 割増 (限度額 2,000 万円)</p>

01644

北海道

池田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
池田町企業立地促進条例	S62.7	<p>○工場</p> <p>新設 3,000 万円以上 雇用者 10 名以上</p> <p>増設 1,900 万円以上 雇用者 5 名以上</p> <p>○ソフトウェアハウス、試験研究施設</p> <p>新增設 1,500 万円以上 雇用者 5 名以上</p>	<p>雇用促進補助金</p> <p>○常時雇用者1名につき 30 万円</p> <p>○限度額 3,000 万円</p> <p>工場等立地補助金</p> <p>○固定資産税相当額 5年間</p> <p>○限度額 1,000 万円</p> <p>(ただし、他の法律又は条例の定めるところにより、固定資産税の課税が免税されたものについてはその期間を除いた期間とする)</p>

01645

北海道

豊頃町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

市町村名	適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
	投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
豊頃町※	○新増設 家屋及び償却資産、家屋の敷地である土地に対する固定資産税(取得の日の翌日から1年以内に建設着手があった場合)※製造業、旅館業、情報通信技術利用事業のみ	2,700 —	課税免除	固定資産税	3年間

※過疎地域における固定資産の課税の特例に関する条例(H22.4改正) 平成28年3月31日まで

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

市町村名	条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
豊頃町	豊頃町工場誘致 条例	S40.6 S63.3改正 H4.9改正	○新増設 投下固定資本額 3,000万円以上 従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (3年間)

01646

北海道

本別町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
本別町企業誘致条例	S33.4	○工場・ソフトウェア施設、試験研究施設、物流拠点施設、旅館業、その他 新設・増設・再開 投資額 3,000 万円以上 従業員 5人以上	奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内(5年間) ○新たに採用した従業員の数に1人あたり20万円(町内在住者40万円)を乗じて得た額(3年間) ○3,000万円又は設備投資額の100分の8の額のいずれか低い額(1年)
			利子補給 ○借入金利率の2.0%以内の利子相当額又は、地方交付税基準財政収入額に100分の1を乗じた額の何れか低い額(5年以内)

01647

北海道

足寄町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
足寄町企業振興促進条例	H元.6	①工場、ソフトウェア施設、試験研究施設等の新增設 投資額 3,000 万円以上 ②観光施設・宿泊施設・遊園地・ゴルフ場・スキー場等の新增設 投資額 1億円以上 ③特産品開発施設の新増設 投資額 500 万円以上	補助金 ○投資額の 20% ○限度額 1 億円 (特産品開発施設投資額の 20%、限度額 400 万円) ○町民雇用増 1 人につき 50 万円 (足寄高校新卒者は 100 万円)

01648

北海道

陸別町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
法取得価格 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業、ソフトウェア業、旅館業、情報通信技術利用事業				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
陸別町企業立地促進条例	H2.4	○工場の新設・増設 ・投資額 5,000 万円以上 ・年間5名以上1年間雇用	補助金 ○給与支払額により1人当たり 50 万円 又は 25 万円 ○限度額 1,500 万円 ○連続3年を限度
		○ソフトウェア施設及び試験研究施設の新設、増設 ・投資額 3,000 万円以上 ・年間5名以上1年間雇用	
		○観光リゾート施設の新設・増設 ・投資額 5億円以上	補助金 ○固定資産評価額の 5/100 ○限度額 4,500 万円

01649

北海道

浦幌町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
浦幌町企業誘致促進条例	S62.3	町内に新設又は町長が特に認めた進出	補助金
	H9.6 改正	事業者で、下記に該当するもの。	(1)工場等立地補助金 固定資産税相当額の範囲内で7年以内 (但し、過疎法の適用企業については、同法により免除される固定資産税相当額を除く)
	H15.9 改正 H23.2 改正	(1)工場及び鉱業所(製造業、建設業、 貨物運送業ほか) 新設投資額 5,000 万円以上 新規雇用者 5人超  (2)ソフトウェア施設、情報通信技術利 用事業施設、試験研究施設 新設投資額 3,000 万円以上 新規雇用者 5人超  (3)観光事業施設 新設投資額 1億円以上 新規雇用者 5人超	(2)設備補助金 設備投資額の 10/100 以内 限度額 7,500 万円以内 (3)雇用促進補助金 1年以上常時雇用する者1人につき 50 万 円 限度額 3,000 万円/年(2年以内)
			事業化資金貸付 ○設備資金投資額の 2/10 以内 ○償還期間 7年以内 (うち据置6カ月) ○償還方法 毎月元金均等償還 ○利率 金融機関の定める利率 ○限度額 1,000 万円 ○利子補給 償還期間内利子額の 20%以 内
			町の協力 ○道路整備・給排水設備・電気(外線)用地 の斡旋・下水道使用料減免など

01661

北海道

釧路町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,700 (対象業種)製造業、ソフトウェア業、コールセンター、試験研究施設、旅館業	—	固定資産税の免除	全額 ただし、増設の場合は、増設部分のみが対象。	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
釧路町工業等振興 条例	H21.12.22	(業種)工場、ソフトウェア施設、試験研究施設、情報処理サービス業施設、コールセンター (投資額)5,000万円以上 (新規雇用)3名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。限度額500万円。
		(業種)大型宿泊施設 (投資額)5億円以上 (新規雇用)3名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。限度額1,500万円。
		(業種)簡易宿泊施設 (投資額)5,000万円以上 (新規雇用)2名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。限度額500万円。
		(業種)特産品開発施設 (投資額)500万円以上 (新規雇用)1名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。限度額100万円。
		(業種)その他産業振興施設 (投資額)5,000万円以上 (新規雇用)3名以上	(助成額)町が評価した投資額の100分の3以内。限度額500万円。



01662

北海道

厚岸町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 1,000 ○製造業、旅館業、農林水産物等販売業	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 ○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもの	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 5,000 ○地域未来投資促進法に基づく課税の特例の要件を満たすもののうち、農林漁業関連業種に該当するもの	—	課税免除	固定資産税	3年間

01663

北海道

浜中町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	1,000			

01664

北海道

標茶町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間		
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)					
新設	2,700	新設	10	課税免除	固定資産税	3年間
増設	2,700	増設	5			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
標茶町振興条例	S63.6	事業場、研究機関等の新設に伴う投資額(土地取得費を除く) 町外事業者 2,500 万円以上 雇用増 5人以上 ○町が誘致したもの ○投資額の 50%以上を町内事業者から調達 または購入しなければならない(ただし、正当な理由により困難な場合は適用しない)	補助金 ○投資額に対し、町が評価した額の 8/100 以内の額 ○限度額 1,000 万円
標茶町地域総合整備資金貸付条例	H4.4	投資額 10,000 千円以上 雇用増 1人以上	資金貸付 ○事業費の 45%以内(3,000 千円以上 1,350,000 千円以内)を無利子融資 ただし、貸付対象事業が年度を越えて実施される場合であって、当該貸付対象事業が複数の施設を一体的複合的に整備するものは 2,020,000 千円以内

01665

北海道

弟子屈町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設又は増設のための投資額 2,700 万円を超える額 (製造業、農林水産物等販売業及び旅館業を営む者で町長が指定した事業者)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
弟子屈町企業振興 促進条例	S62.12	工場(製造、加工施設)	助成金
	H2.7	投資額 5,000 万円以上	投資額の 3/100 以内 限度額 500 万円
	一部改正		
	H12.9	ソフトウェア施設	助成金
	一部改正	投資額 5,000 万円以上	投資額の 3/100 以内 限度額 500 万円
	H17.6		
	一部改正	大型観光施設(遊園地・ゴルフ場・スキー場)	助成金
	H18.9	投資額 3億円以上	投資額の 3/100 以内 限度額 1,500 万円
一部改正			
H23.7	その他観光施設(博物館、美術館など、本町の観光の振興に寄与すると認められるもの)	助成金	
全部改正	投資額 1億円以上	投資額の 3/100 以内 限度額 750 万円	
H29.6.6			
一部改正			
R1.6.6	大型宿泊施設(旅館業法施行令第1条第1項の基準を満たす場合)	助成金	
一部改正	投資額 3億円以上	投資額の 3/100 以内 限度額 1,500 万円	
		簡易宿泊施設(旅館業法施行令第1条第2項の基準を満たす施設)	助成金
		投資額 5,000 万円以上	投資額の 3/100 以内 限度額 500 万円
		特産品開発施設	助成金

	投資額 500 万円以上	投資額の 10/100 以内 限度額 200 万円
	農林水産物等販売業 投資額 500 万円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 200 万円
	飲食店(風営法第2条第4項に規定する「接待飲食等営業」に該当しないもの) 投資額 500 万円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 200 万円
	卸売業に係る事業所(風営法第2条第6項第5号に該当しないもの) 投資額 500 万円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 100 万円
	小売業店舗(風営法第2条第6項第5号に該当しないもの) 投資額 500 万円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 200 万円
	病院(医療法第1条の5第1項に規定する施設) 投資額 5億円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 3,000 万円
	診療所(医療法第1条の5第2項に規定する施設) 投資額 5,000 万円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 750 万円
	教育施設(児童福祉法第 39 条第1項に規定する保育所及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校) 投資額 3億円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 1,500 万円
	その他の施設(上記のほか、その施設が本町の産業に寄与すると認められるもの) 投資額 5,000 万円以上	助成金 投資額の 3/100 以内 限度額 500 万円
	町民又は町内に事業場を有する法人が新設する事業場(倉庫、車庫、その他これらに類するもの以外の事業場であって、町内に既存事業場を有する場合は、当該事業場と別の業種に限る。)で、固定資産税課税免除の優遇措置の対象とならない事業場 投資額 500 万円を超える額	助成金 固定資産税相当額(取得した建物及び当該建物の水平投影面積の土地に係るもの。)を操業開始後最初に課税された年度から2年間助成
	新設する事業場(倉庫、車庫、その他これらに類するものを除く。)の投資額を複数年に渡り分割して支払うもので、固定資産税課税免除の優遇措置の対象とならない事業場で投資額の支払及び登記手続の完了後の課税	助成金 固定御資産税相当額(同上)を当該事業場の投資額の支払及び登記手続の完

		時点において、操業が開始されている事業場 投資額の合計が 2,700 万円を超える額	了後に課税された年度から 2年間助成
--	--	---	-----------------------

01667

北海道

鶴居村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 2,500	—	新設 課税免除	固定資産税	3年間
増設 1,000		増設 1/2 課税免除		
製造業、ソフトウェア業、旅館業				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
鶴居村中小企業 融資制度規則	S47.3	<p>○鶴居村における中小企業の振興上必要であり、かつ、その事業が健全に育成されることが明らかなものに対して実施し、次の区分並びに条件により選定</p> <p>(1)中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合</p> <p>(2)常時使用する従業員の数が20人以下の会社又は個人</p> <p>(3)(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ、村内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を引き続き1年以上営むもの(ただし、遊興娯楽関係等の不急業種を除く)</p> <p>(4)村税を完納しているもの</p>	<p>融資</p> <p>○貸付金額(1企業)</p> <p>運転資金 300万円以内 設備資金 500万円以内</p> <p>○貸付条件</p> <p>・償還期間は、運転資金5年以内、設備資金10年以内(6ヶ月以内の据置)で割賦返済又は一括返済</p> <p>・原則、担保必要(ただし、貸付金額300万円以下の場合は、連帯保証人を付することにより担保免除)</p> <p>・利率は、融資を扱う金融機関の利率による(ただし、上限3%以内)</p>
鶴居村地域総合 整備資金貸付要 綱	H8.6	<p>○村長が策定した「地域振興民間能力活用事業計画」に位置づけられた民間事業者等による事業で次のすべてに該当するもの</p> <p>・公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの</p> <p>・5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの</p> <p>・貸付対象費用の総額(用地取得費を除く)が2,500万円以上のもの</p> <p>・契約後5年以内に営業が行われるもの</p>	<p>融資</p> <p>○貸付額</p> <p>借入総額の25%以内(1件当たりの貸付額は、おおむね500万円以上とし、7.5億円を限度とする。ただし、年度を越えて実施される場合であって、複数の施設を一体的・複合的に整備するときは、限度額を11.2億円とする)</p> <p>○貸付条件</p> <p>償還期間 15年以内 (5年以内の据置)</p>

			無利子 ○償還方法 元金均等半年賦償還
鶴居村起業化支援事業補助金交付規則	H20.6	○次の事業を創業する者 製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉 ○村税等の滞納がない者 ○本村に居住し、申請日現在 20 歳以上の者、または本村に本店・支店等の事務所・事業所を有する法人 ○本村で事業を営む者	補助金 補助対象経費の 1/2 以内(下限額 100 万円、上限額 750 万円)



01668

北海道

白糠町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設	5,000	課税免除	固定資産税	3年間
増設	2,500			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
白糠町工業開発促進条例	S39.9 H14.12	○投資額 新設 5,000 万円以上 増設 2,500 万円以上	奨励措置及び融資 (1)道路、水道等公共施設の整備及び環境施設の整備等の協力を特別援助として行うことができる (2)融資借入残高の年2%相当額を3年間助成 限度額 1,000 万円/年 (新設のみ)

01691

北海道

別海町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
増設	5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
新設	10,000	10	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
別海町企業振興 促進条例	S55.10	○投資額 新設 1億円以上 従業員 10人以上 増設 増加部分 5,000万円以上 ○町長が特に必要と認める事業場の新 増設	補助金 ○固定資産税相当額の範囲内で、2カ年度
		○町内に事業場の新增設を行うもの	便宜供与 ○事業場の新增設に伴って必要とする用地道路 整備その他の便宜を供与することができる ○必要と認める場合は町有地を事業場の敷地と して、3年以内で無償貸与することができる

01692

北海道

中標津町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
中標津町産業振興 条例	S38.3	<p>ア. 工場(物の製造又は加工を行う施設) 投資額 5,000 万円以上 従業員 10 人以上</p> <p>イ. 観光施設(宿泊施設、遊園地及びこれに類する施設で本町の観光の振興に必要と認められる施設) 投資額 1億円以上 従業員 10 人以上</p> <p>ウ. 特産品開発施設 (地域特産品の開発等地域活性化に寄与すると認められる施設) 投資額 1,000 万円以上 従業員 5人以上</p> <p>エ. その他の施設 (ア～ウに掲げるもののほか、本町の産業振興上特に必要と認められる施設) 投資額 5,000 万円以上 従業員 10 人以上</p>	<p>補助金及び便宜供与</p> <p>○指定事業者に対し、基準年度から3年間に限り当該資産に係る固定資産税額相当の25%について、予算の範囲内で補助金を交付、また、特に必要があると認めるときは、町長が適当と認める方法により協力する</p>
中標津町中小企業 融資制度要綱	S39.11	<p>○中小企業等協同組合法による事業協同組合及び企業組合</p> <p>○中小企業基本法第2条に規定する会社又は個人</p> <p>○上記のいずれかに該当し、かつ、町内に独立した事業所又は設備を有し、同一事業を引き続き1年以上営み、町税を滞納がないもの(娯楽関係等の不急業種を除く)</p> <p>○町長が特別な理由として認めるもの</p>	<p>融資</p> <p>○短期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1企業につき1,000万円以内</li> <li>・貸付期間は1年以内</li> <li>・貸付利率は融資を取り扱う金融機関と協議して定めた利率</li> </ul> <p>○長期資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1企業につき1,500万円以内</li> <li>・貸付期間は1年以上7年以内</li> <li>・貸付利率は融資を取り扱う金融機関と協議して定めた利率</li> </ul> <p>保証料補助</p> <p>○保証料の 1/2(その額に1円未満の端数</p>

			<p>があるときは、その端数を切り捨てた額)を補助する</p> <p>ただし、当該制度を初めて利用する融資対象者にあつては、令和2年度中に融資実行したものに係る保証料補助額は当該年度支払うべき分についてのみ全額補助</p>
<p>空き地空き店舗等活用事業補助金</p>	H23.4.1	<p>○申請日において本町に住民登録している者で満20歳以上の者</p> <p>○本町の町税等に滞納がない者</p> <p>○町商工会の会員となる者</p>	<p>○用途地域の商業地域で起業する者は、補助対象経費の2分の1以内(50万円を限度)</p> <p>○用途地域の商業地域以外で起業する者は、補助対象経費の3分の1以内(25万円を限度)</p>

01693

北海道

標津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
標津町企業奨励並びに誘致に関する条例による企業指定された企業		課税免除 又は 不均一課	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
標津町企業奨励並びに誘致に関する条例	S57.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の資源、産物を活用し、自ら新製品の加工、開発等、特色ある地場産物を製造する企業</li> <li>○地域社会の公益増進に貢献する企業</li> <li>○誘致企業</li> </ul>	貸付及び補助金等 (1)町有財産の貸付けもしくは売り払い (2)原料、資材等の払い下げ又はあっせん (3)町税の課税免除又は不均一課税 (4)助成金の交付 (5)その他町長が特に必要と認めるもの